



流山市監査委員告示第4号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長及び流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月25日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流道管第1357号

平成31年 2月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年 2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部 道路管理課	指摘 (1)	1件100万円以上の工事を担当課案件の小破修繕として分割発注していた。流山市契約事務取扱要領（平成4年12月18日制定）及び小破修繕工事事務処理要領等に基づく適正な契約事務を執行されたい。	現場調査の精度を向上させ、小破修繕工事での対応の可否について、的確に判断します。 また、工事着手後に想定以上の構造であること等が判明し、工事費が100万円以上となる見込みとなった場合には、早急に必要書類を作成し、地方自治法施行令第167条の2第1号もしくは第5号に基づく随意契約により、工事を実施します。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。